告示

○内閣府法務省告示第二号

電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年九月三十日付で電子債権記録業を営む者を指定したので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十日

内閣総理大臣　菅　直人
法務大臣　柳田　稔

一　商　号　みずほ電子債権記録株式会社
二　本店の所在地　東京都港区西新橋一丁目十一番四号

○総務省告示第三百八十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十二年十月二十日

総務大臣　片山　善博

名称	民主党本部周辺地域
期間	平成二十二年十月二十三日から平成二十三年十月二十二日まで
地域	東京都千代田区　平河町一丁目 平河町二丁目 隼町

○法務省告示第五百三十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の市長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十二年十一月六日から効力を生ずる。

平成二十二年十月二十日

法務大臣　柳田　稔

東京都武蔵村山市長

差点	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交

○農林水産省告示第千七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
　(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道有珠郡壮瞥町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
　(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び壮瞥町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道士別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び士別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　風害の防備
三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十二年十月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　(二)　保安林として指定された目的　風害の防備
　(三)　解除の理由　道路用地とするため
二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
　(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健
　(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及びむかわ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第二百二十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十二年十月二十日

経済産業大臣　大畠　章宏

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5045	株式会社シモカネ	山口県下関市椋野町三丁目十八番十二号	平成二十二年八月三十日から平成二十三年八月二十九日まで

○国土交通省告示第千百九十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について変更の届出があった件

一　クウェート事務所テヘラン出張所の変更

(一)　事業所の名称の変更

変更前	KUWAIT OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（クウェート事務所テヘラン出張所）
変更後	DUBAI OFFICE TEHRAN SUB-OFFICE（ドバイ事務所テヘラン出張所）

(二)　変更年月日　平成二十二年七月二十日

○国土交通省告示第千百九十一号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の五十の規定に基づき、財団法人日本海事協会から検査を行う事業所について、変更の届出があったので、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二号の規定により、公示する。

平成二十二年十月二十日

国土交通大臣　馬淵　澄夫